

横浜市環境影響評価技術指針

改定案（素案）

平成 23 年 6 月策定

令和〇年〇月改定

この改定案（素案）は、審査会用資料として作成したものです。
今後、技術指針改定に係る検討の結果を踏まえ、内容を変更する可能性が
あります。

横浜市

はじめに

市としての考え、事業者に期待すること等を記載予定

- 横浜市の環境影響評価制度の成り立ち、位置づけ

- 横浜市の環境影響評価の考え方
 - ・ベスト追求型であること
 - ・環境の改善、より良い環境の創造についても評価されうること

- 事業者に期待されること

<目次>

第1章	基本的事項	・・・	p3
第2章	計画段階配慮	・・・	p6
第3章	環境影響評価	・・・	p10
第4章	事後調査	・・・	p27

第1章 基本的事項

第1 技術指針で扱う事項

1 技術指針は、条例第7条第1項の規定に基づき、環境影響評価及び事後調査の適切かつ円滑な実施を図るため、その技術的な事項に関する指針を定めたものである。

条例第6条第1項の規定に基づき策定された配慮指針で取り扱う内容のうち、配慮書の記載事項については、本技術指針で取り扱う。

【解説】

技術指針では、以下の4事項を扱います。これらの項目と各章や別表、別記との関係は、下表のとおりです。

- (1) 環境影響評価項目
- (2) 調査、予測及び評価の手法
- (3) 事後調査の方法
- (4) その他環境影響評価及び事後調査に関し必要な事項

	第1章	第2章	第3章	第4章	別表	別記
(1) 環境影響評価項目					○	
(2) 調査、予測及び評価の手法			○		○	○
(3) 事後調査の方法				○		○
(4) その他環境影響評価及び事後調査に関し必要な事項	○	○	○	○		

事業者（配慮書段階では計画段階事業者）は、条例の規定に基づいて、事業特性、地域特性を把握のうえ、配慮指針及び技術指針で示す手順に沿って以下のことを行うものとします。

- ① 配慮指針に基づく計画段階での環境への配慮（条例第8条）
- ② 環境影響評価項目の選定（条例第17条、22条）
- ③ 調査、予測及び評価の手法の選定（条例第17条、第23条）
- ④ 選定した環境影響評価項目ごとの調査、予測及び評価の実施（条例第23条、第24条）
- ⑤ 事後調査の計画及び実施（条例第37条、第38条）

2 技術指針は、条例第7条第3項に基づき、常に適切な科学的判断を加え、必要があると認めるときは、改定するものとする。

【解説】

条例第7条第3項に「市長は、技術指針について、常に適切な科学的判断を加え、必要があると認

めるときは、改定するものとする」と規定されています。改定するまでの期間内に、技術指針で定める調査や予測の方法等について最新の合理的かつ客観的な知見が公表され、又は周知され、社会的な認知が得られている場合には、事業者はその知見も活用することができます。

第● 技術指針で使用する用語 →位置を含めて調整中

第2 図書の作成にかかる事項

1 事業者は、条例に基づき、配慮書から事後調査結果報告書までの一連の図書を作成する。技術指針では、これらの図書を作成するうえで必要な技術的事項についても定めている。
計画段階配慮から事後調査までの図書作成の基本的な流れは、別図1に示すとおりである。

【解説】

事業者（配慮書段階では計画段階事業者）が作成・提出する図書に記載する事項は、条例及び施行規則に定められています。技術指針では、環境影響評価及び事後調査が適切かつ円滑に実施されるよう、図書作成の標準的な手順や構成を定めています。

なお、計画段階配慮の趣旨、手順等については、配慮指針に定めていますが、一連の図書の作成手順・構成に統一性をもたせるため、「配慮書の作成手順」、「配慮書の構成」については、技術指針に記載（第2章）しています。

2 作成する図書は、できるだけ表や図等の視覚的資料を用いて、分かりやすく客観的に記述する。また、作成した図書は、印刷物及び電磁的記録で提出するものとする。

【解説】

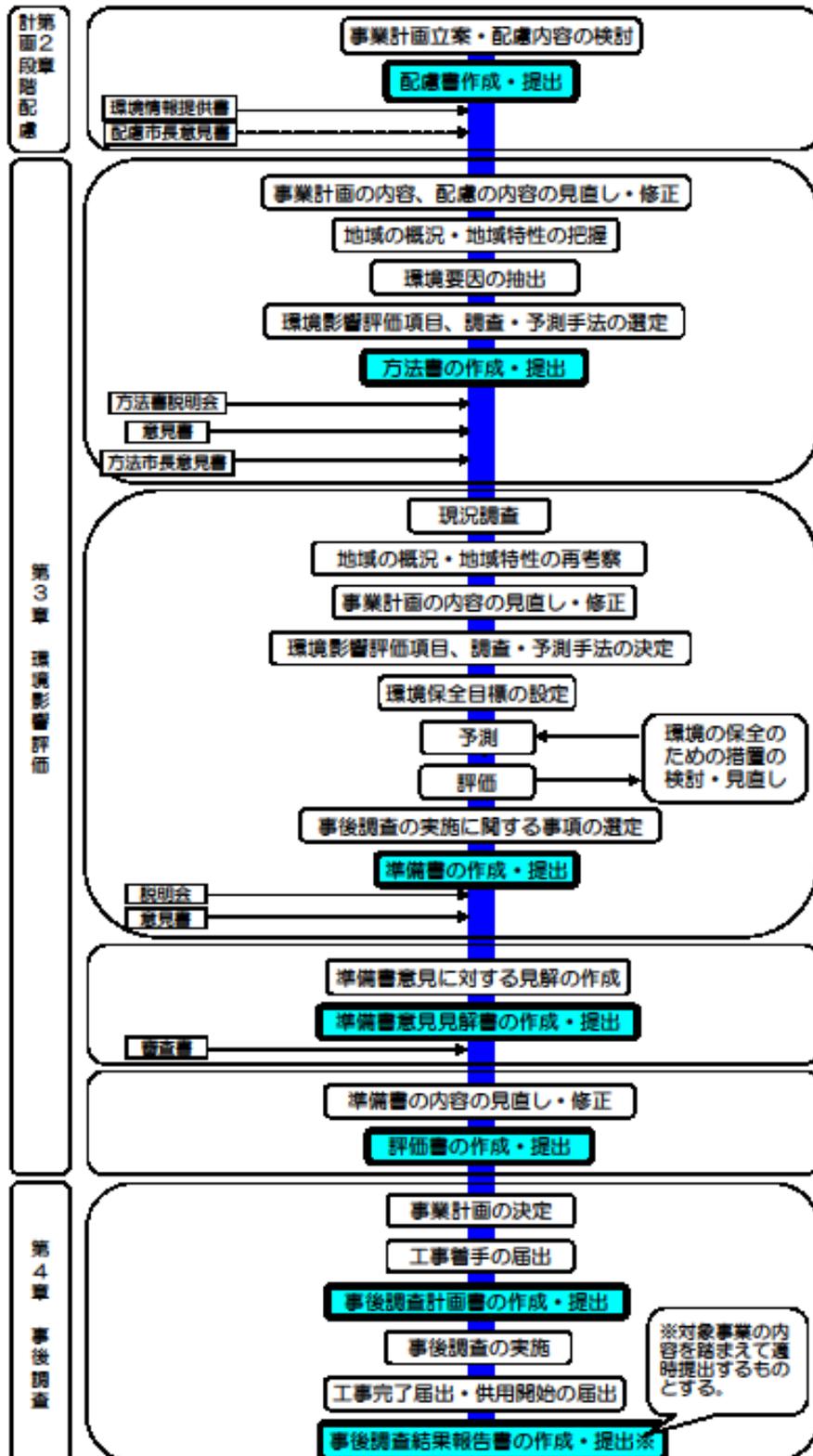
一連の図書（配慮書、方法書、準備書、評価書、事後調査計画書、及び事後調査結果報告書）は、市民や環境影響評価審査会等へ計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査の内容を示すための資料です。作成にあたっては、専門家だけでなく広く市民が理解しやすい内容とすることが大切です。

図書は、次の事項に留意して作成してください。

- (1) 市民が分かりやすく客観的な表現とします。表や図等の視覚的資料を用いて、環境影響の範囲や程度が理解しやすいように工夫してください。
- (2) 記述内容については、十分な検討を行い、配慮書から事後調査結果報告書まで整合のとれた内容としてください。
- (3) 図書に用いる資料、予測に用いる係数、原単位等については、その出典を明らかにします。また、資料の引用を行う場合には、著作権について、必要な手続をしてください。
- (4) 技術的、専門的な分析資料、計算過程などの資料の分量が多い場合は、原則として目次を付けた別冊の資料とし、本文中では脚注で参照するものとします。
- (5) 調査において、貴重な生物等が確認された場合には、これらの保護に十分配慮した図書の記載方法としてください。

別図1 計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査の図書作成の基本的な流れ

※ 本フローは、第1分限事業又は第16条第1項第1号の措置がとられた第2分限事業を対象としたものである。



第2章 計画段階配慮

第1 配慮書

1 配慮書の作成手順

配慮書の作成にあたっては、事業の目的、必要性及び事業特性の整理、並びに地域特性の把握をしたうえで、配慮指針に定める配慮事項について、配慮すべき内容を検討したうえでその内容を記載する。

【解説】

配慮書は、計画段階事業者が事業の計画を立案するにあたり、配慮指針に従って行った計画段階配慮の内容を具体的に示した図書です。

計画段階配慮の目的は、事業計画の立案にあたり、環境の保全の見地から、その計画に係る環境影響について配慮することです。このため配慮書は、事業の内容や規模、事業を実施しようとする区域の選定など事業計画の見直しが可能な時期に作成することが望まれます。具体的には、事業の基本構想又は基本計画の立案段階で、事業計画の諸元が明らかになる時期を目安としますが、具体的な作成時期は、方法書の提出時期（施行規則 別表第2）や事業スケジュールを鑑みて検討し、横浜市と事前に相談してください。

なお、事業計画地の候補が複数あるなど、事業計画について複数の案がある場合は、原則として複数案について各々配慮書を作成することとします。ただし、事業の規模や工法、施設配置など、部分的に複数案がある場合は、比較表等を用いて、想定できる影響について記載してください。

計画段階配慮の検討手順は、配慮指針に記載されています。検討手順のうち地域特性の把握は、別表1の地域概況のうち事業特性と関連のある項目について調査し、考察を加えることによって行います。地域の概況の調査範囲は、事業を実施しようとする区域及び環境に影響が生じると想定される周辺地域等が含まれるように設定し、内容は、原則として最新の既存資料（経年変化も含む）の収集整理により行います。計画段階の環境配慮を検討するうえで、既存資料を補足する必要がある場合には、専門家等へのヒアリングや目視による調査を行ってください。

2 配慮書の構成

配慮書の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 事業計画の概要

- ア 計画段階事業者の氏名及び住所
- イ 事業の名称
- ウ 事業の種類、規模
- エ 事業を実施しようとする区域
- オ 事業計画に係る許可等の内容
- カ 事業の目的及び必要性
- キ 事業計画の内容
- ク 事業計画を立案した経緯
- ケ 図書作成の受託者

- (2) 地域の概況及び地域特性
- (3) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容
- (4) その他必要な事項
- (5) 資料

【解説】

(1) 事業計画の概要

事業計画を示すものとして、次の内容を記載します。なお、配慮書の段階では、事業計画の詳細が確定していない場合もあると考えられますが、市民に計画の内容が伝わるよう、可能な限り具体的に記載してください。なお、事業の規模等が確定していない場合は、原則として想定しうる最大の規模で記載し、規模や配置の複数案がある場合には、複数案について各々整理して記載します。

ア 計画段階事業者の氏名及び住所

法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載します。

イ 事業の名称

事業の名称が、図書作成時点で決まっていない場合は、仮称で記載してください。

ウ 事業の種類、規模

条例の別表（第2条）に掲げる事業の種類のうち、該当するものを記載します。事業の規模は、条例対象事業の第1分類事業、第2分類事業の区別を行うために必要な事項です。

エ 事業を実施しようとする区域

事業を計画している範囲を、地形図や現況図など適切な縮尺の平面図に記入し明示します。周辺地域等の状況が分かる縮尺（区域の規模に応じて 1/5,000～1/25,000 程度）、現況の土地利用が分かる縮尺（同様に 1/1,000～1/2,500 程度）の図面の2種類とすることが望ましいです。周辺状況が理解しやすいよう、必要に応じて航空写真や現況写真も掲載してください。

オ 事業計画に係る許可等の内容

どのような法的な根拠で許可等を得て、事業の実施が可能となるのかを明らかにします。事業の種類に応じて記載してください。

カ 事業の目的及び必要性

事業の上位計画等がある場合には、その内容も簡潔に記載してください。

キ 事業計画の内容

事業特性が明らかとなるよう、以下の項目を参考に記載してください。

(ア) 現況図（工作物等の配置、現況の土地利用がわかるもの）

(イ) 主要な工作物、施設の概要

(ウ) 敷地利用計画

(エ) 工作物、施設等の供用に係る事項の概要（計画交通量、施設稼働計画、排水処理計画等）

(オ) 完成イメージ図

(カ) 施工計画

(キ) 事業スケジュール

(ク) その他必要なもの

ク 事業計画を立案した経緯

事業の実施に伴う環境影響の抑制のためには、「環境影響のできる限りの回避」が最も先に考えられるべきであるため、「どのような考え方で計画区域を設定したか」、「なぜこのような施設の構造、規模、配置なのか」等について、環境影響の回避の観点からの説明を明示します。

なお、事業計画の絞り込みにおいては社会的要素、経済的要素からも検討されることが想定されます。事業計画を立案した経緯としては、社会的要素・経済的要素にも触れて記述してください。また、複数案があった場合、単一案に絞った経緯や理由についても明示してください。

ケ 図書作成の受託者

受託者の氏名及び住所を記載してください。

(2) 地域の概況及び地域特性

整理した地域の概況及び地域特性について記載します。

(3) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

選定した「配慮事項」ごとに、検討及び実施した配慮の具体的な内容を記載します。選定しなかった項目については、事業特性・地域特性から、該当しない又は影響が想定されない等、非選定の理由を記載します。

第2 配慮市長意見見解書

1 配慮市長意見見解書の作成手順

配慮市長意見見解書は、配慮市長意見や環境情報提供書の内容を踏まえ、計画段階配慮の内容を見直したうえで、配慮市長意見と事業者の見解が対比できるよう作成する。

【解説】

配慮市長意見見解書は、条例第16条第1項第2号の措置（環境影響評価、事後調査その他の手続が行われる必要がない旨の通知）をとられた、第2分類事業を実施しようとする者が、配慮市長意見書についての見解を示した図書です。環境影響評価を行わない事業は、条例に基づく環境影響評価の手続きは行わないものの、事業計画を詳細に検討する中で、計画段階配慮の内容を具体化していくことが求められます。

配慮市長意見見解書は、配慮書の作成の時点で示した環境配慮の内容を、市民等から提供された環境情報や、配慮市長意見を十分に考慮して見直して作成します。また、事業計画検討の進捗に伴い再検討した配慮の内容や、追加して検討した配慮の内容も記載します。

2 配慮市長意見見解書の構成

配慮市長意見見解書の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 事業の概要

- ア 計画段階事業者の氏名及び住所
- イ 事業の名称
- ウ 事業概要

(2) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

- ア 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容
- イ 市民等から提供された環境情報の概要

【解説】

(1) 事業の概要

計画段階事業者の氏名及び住所、事業の名称の他、事業の目的や諸元、事業を実施しようとする区域等を記載します。配慮書段階で複数案があり、見解書の段階で1つの案に絞られている場合は、検討の経緯と併せて記載します。

(2) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

ア 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容

配慮の内容は、「1 配慮市長意見書の作成手順」で検討した内容を記載します。計画段階配慮書からの追加や変更点が分かるように（下線を引く等）記載してください。

イ 市民等から提供された環境情報

配慮書の縦覧期間中に提出された環境情報提供書の件数、内容を整理して記載します。

環境情報とは、「希少種が生息している」というような環境の保全に関する情報のことです。計画地やその周辺の生物の分布や生息状況、故事来歴のある場所・施設、樹木などの自然物の状況、地盤沈下や出水、土砂崩れ等の自然災害の状況、地域特有の眺望や景観の状況等が挙げられます。環境の保全に関する情報以外のものは「その他の情報」として概要を記載します。

(3) 審査会に提出した資料

事業が環境に及ぼす影響について調査審議を行う環境影響評価審査会に提出した資料を添付します。

第3章 環境影響評価

第1 方法書

1 方法書の作成手順

方法書は、配慮書に対して提供された環境情報や、配慮市長意見書で指摘された事項を踏まえるとともに、事業特性及び地域特性を勘案して、環境影響要因を抽出したうえで、環境影響評価項目、調査、予測手法を検討し、作成する。

【解説】

方法書は、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法を示す図書です。方法書の手続は、環境影響評価を適切かつ円滑に進めるために行うものであり、「環境影響評価項目が選定できる」「調査や予測の手法が選択できる」程度には事業内容が固まっている必要があります。

方法書の作成にあたっては、配慮書はもとより、配慮書に対して提供された環境情報、配慮市長意見書の内容を踏まえる必要があります。また、調査・予測手法の検討にあたっては、重大な環境影響が想定される又は不確実性が大きいと判断される項目は重点的に調査、予測を行うなど適切に手法の検討を行います。

方法書の作成手順は、次のとおりです。

- (1) 対象事業の計画内容の整理
- (2) 地域特性の把握
- (3) 環境影響要因の抽出
- (4) 環境影響評価項目の選定
- (5) 調査及び予測の手法の検討
- (6) 方法書対象地域の設定

(1) 対象事業の計画内容の整理

対象事業の計画内容として、事業の種類や規模等の諸元の他に、事業の目的及び計画を策定した経緯等を整理する。

【解説】

対象事業の計画内容は、次の点について留意して整理してください。

- (1) 「環境影響評価項目」「調査や予測、評価の手法」が適切に検討されているかが検証できるよう、配慮書の記載内容よりできるだけ具体的にします。
- (2) 対象事業の内容と密接に関係し、環境影響評価を行ううえで考慮に入れるべき事業の計画がある場合や、将来、施設の増設等が検討されている場合には、その内容を対象事業の内容と併せて明らかにします。
- (3) 提供された環境情報や配慮市長意見書の内容を踏まえて、事業計画を見直した（環境配慮の内容を再検討し反映した）経過を明らかにします。
- (4) 配慮書において、事業計画についての複数の案があった場合は、事業者自らが総合的な評価を

実施し、単一案に絞り込んだ内容及びその理由を整理します。

(2) 地域特性の把握

配慮書において把握された地域特性について、提供された環境情報や配慮市長意見書を踏まえて見直して整理する。なお、地域特性の把握に必要な地域の概況は、別表 1 に掲げる事項から環境影響評価を行ううえで必要なものを選択して調査するほか、現地調査等で補完する。

【解説】

地域特性は、対象事業実施区域及び環境に影響が生じると想定される周辺地域について、別表 1 に掲げる地域の概況のうち、事業特性と関連のある項目について資料を調査して得られた結果に考察を加えて把握するものです。調査・予測方法を検討する上で必要な資料が十分収集できない場合には、現地調査等を行い補完します。

配慮書段階の資料調査で把握した情報は、方法書作成時点で入手できる最新のデータに更新することを原則とし、提供された環境情報や配慮市長意見書を踏まえて見直して整理します。なお、新たに資料を収集するときには、図書作成時点の最新の既存資料（経年変化も含む）を使うものとします。

配慮書段階で現地調査等を行った場合は、その結果を既存資料として取り扱うことができます。

(3) 環境影響要因の抽出

対象事業の事業特性及び地域特性を考慮のうえ、対象事業の実施に伴い環境に影響を及ぼすことが想定される要因（以下「環境影響要因」という。）を適切に抽出する。

【解説】

「環境影響要因」とは、事業の実施に伴う環境に影響を及ぼすことが想定される行為及び要因をいい、事業の一部として、工作物の撤去や廃棄が見込まれる場合には、当該撤去及び廃棄も影響要因に含むものとします。また、環境の改善や良好な環境の創造に寄与するプラス面の効果をもたらす行為又は要因も、環境影響要因に含むことが望まれます。

環境影響要因の抽出は、事業特性や地域特性、過去の類似事業などから考えられる要因を、工事中と存在・供用時の 2 つの局面で捉えることにより行います。工事中は、建設機械の稼働や工事車両の走行、地下掘削（規模が大きいもの）などが環境影響要因として挙げられます。存在・供用時は、工作物の存在、土地又は工作物において行われる事業活動その他の人の活動で、事業の目的に含まれるものが該当し、具体的には高層建築物の存在、工場や研究所等の施設の稼働などが挙げられます。プラス面の効果をもたらす要因としては、新たな緑地の創出、高効率の施設導入及び再生可能エネルギーの利用による温室効果ガス排出の大幅減などが挙げられます。

なお、対象事業と密接に関係し、環境影響評価を行ううえで考慮に入れる計画があれば、その計画を踏まえて環境影響要因の抽出を行います。

(4) 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目は、事業特性及び地域特性を勘案するとともに別記に沿って検討し、環境影

響要因ごとに別表2の中から適切なものを選定する。

【解説】

環境影響評価項目は、項目ごとの別記に記載されている「項目選定の考え方」を踏まえ、事業特性と地域特性を踏まえて、環境影響要因が及ぼす影響（プラス面の効果が見込まれる場合はその効果を含む。）について適切に検討して選定し、「選定」「非選定」の適切さが客観的に判断できるよう、理由を整理します。

方法書の段階では、事業計画の詳細や工事の施工計画が詳細には決まっていない場合もありますが、その場合は、類似事業の環境影響評価や施設の稼働状況等を参考にして、影響が大きいと想定される項目は選定することを検討します。影響の可能性のある項目を全て選定するのではなく、明らかに軽微な影響にとどまると想定されるものや、一般的な配慮で十分対応できるものについては、非選定とし、効果的な環境影響評価を行ってください。一般的な配慮で対応することとして非選定とした項目は、十分な配慮を実施することが分かるよう、「配慮指針に基づいて行った配慮の内容」や事業計画に、具体的な対策を記載します（非該当である項目を除く）。

(5)調査及び予測の手法の検討

選定した環境影響評価項目に係る調査及び予測の手法は、事業特性及び地域特性を踏まえ、環境影響評価項目ごとに別記の内容に沿って適切に検討する。

【解説】

調査及び予測の手法は、事業特性及び「(2) 地域特性の把握」で把握した内容を踏まえ、環境影響の内容及びその程度を適切に把握できる手法を、以下の事項及び別記の内容に沿って検討します。

(1) 調査手法の検討

ア 調査手法

各種文献など最新の既存資料（経年変化も含む）の収集、現地調査、専門家からの科学的知見の聴取その他の方法により情報を収集し、その結果を整理・解析する手法とします。

イ 調査期間、地点

調査結果は、予測時のバックグラウンド値や、評価時の影響の程度把握等に用いられるため、予測項目、予測手法を踏まえて適切な期間及び地点を選定します。また、影響が大きいと想定される環境影響評価項目や、季節等により変動の大きい項目は、現況を十分に把握できる期間及び頻度で調査を行う計画とします。なお、調査地点を設定する場合は、設定の考え方を明らかにします。

(2) 予測の手法の検討

ア 予測手法

環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、原則として定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法）を用いるものとします。環境影響が回避、低減、若しくは代償されているか、又は良好な環境の創造がなされているかが客観的に評価できる手法を選択してください。なお、プラス面の効果を予測する場合も、予測結果を客観的に評価できる内容となるよう留意してください。

イ 予測地域

周辺地域等のうちから、影響が及ぶと考えられる範囲を適切に選定し、選定理由を整理します。

ウ 予測地点

予測地点を設定する場合は、予測地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全又は配慮すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点、その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点を選定し、選定理由を整理します。

エ 予測時期

環境影響要因ごとに適切に設定します。存在・供用時については、工事の完了後又は土地若しくは工作物において行われる事業活動その他の人の活動の開始（以下「供用開始」という。）後の定常状態になる時期とします。影響が最大になる時期が特定できる場合は、最大になる時期を予測時期とします。工事中については、工事の実施による影響が最大で、予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯とします。

(6) 方法書対象地域の設定

規則で定めるところにより、方法書対象地域を適切に設定する。

【解説】

方法書対象地域の設定の範囲は、次の考え方に沿って、町丁目の単位で選定することを原則とします。ただし、対象となる町丁目において環境影響を受けないと認められる範囲が大きい場合は、河川、道路、線路等の地形地物で区切ってもよいものとします。

- (1) 工事中の建設機械の稼働、供用時の施設の稼働等に伴い、大気汚染物質、水質汚濁物質、騒音、振動等による影響が及ぶと想定される範囲
- (2) 工事用車両又は供用時の施設関連車両の走行等に伴い、大気汚染物質、騒音及び振動による影響が及ぶと想定される道路沿道
- (3) 対象事業の実施により日影が及ぶと想定される範囲
- (4) 対象事業の実施によりテレビ電波の受信障害が及ぶと想定される範囲
- (5) 対象事業の実施により局地的な風向・風速の変化が生じると想定される範囲
- (6) その他対象事業の実施により影響が及ぶと想定される範囲

2 方法書の構成

方法書の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 対象事業の計画内容

- ア 事業者の氏名及び住所
- イ 対象事業の名称
- ウ 対象事業の種類、規模
- エ 対象事業実施区域
- オ 対象事業に係る許可等の内容
- カ 対象事業の目的
- キ 計画を策定した経緯

- ク 対象事業の内容
- ケ 施工計画
- コ 環境影響評価の受託者
- (2) 地域の概況及び地域特性
 - ア 調査対象地域の設定
 - イ 地域の概況
 - ウ 地域特性
- (3) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容
 - ア 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容
 - イ 提供された環境情報の概要
 - ウ 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解
- (4) 環境影響要因及び環境影響評価項目
 - ア 環境影響要因の抽出
 - イ 環境影響評価項目の選定
- (5) 環境影響評価項目に係る調査及び予測の手法
- (6) 方法書対象地域
- (7) その他環境影響評価に必要な事項
- (8) 資料

【解説】

- (1) 対象事業の計画内容
 - ア 事業者の氏名及び住所
法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載します。
 - イ 対象事業の名称
図書作成時点で決まっていない場合は、仮称で記載してください。
 - ウ 対象事業の種類と規模
条例の対象となる事業の種類と規模を記載します。
 - エ 対象事業実施区域
地形図や現況図など適切な縮尺の平面図に区域を記入し明示します。「第2章 第1 配慮書」に準じた内容としてください。道路工事等、対象事業の一部として実施する工事がある場合には、その内容により、対象事業実施区域に含むことを考慮します。
 - オ 対象事業に係る許可等の内容
事業実施にかかる許認可事項が複数ある場合には全て記載します。方法書提出時期の適切さや、事業の性質を把握するための情報であるため、記載すべき内容は条例の別表第2も参照してください。
 - カ 施工計画
施工期間や施工方法、工事用車両の走行ルート、工事の施工時間、工事の使用機械等を記載します。施工手順が分かりにくい場合には、施工ステップ図を記載するなど、環境影響要因が理解しやすいよう工夫してください。

キ 環境影響評価の受託者

環境影響評価の調査、予測を受託して実施する者をいいます。受託者の氏名及び住所を記載してください。

(2) 地域の概況及び地域特性

地域の概況及び地域の概況から把握される地域特性を記載します。環境情報提供書の内容も反映してください。

(3) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮書で記載した内容について、環境情報提供書の情報や配慮市長意見書を十分に考慮して再検討を行った内容を記載します。また、事業計画の変更に伴い再検討した場合、その内容も記載します。

(4) 環境影響要因及び環境影響評価項目

環境影響要因とその説明、環境影響項目の選定・非選定の理由を記載します。抽出した環境影響要因、選定した環境影響評価項目は、別表3に示す「環境影響要因と環境影響評価項目の関連表」を用いて整理して記載します。

なお、対象事業の実施によるプラス面の効果を見込む項目がある場合には、項目の選定・非選定の理由の中で、その旨が分かるように記載します。

(5) 環境影響評価項目に係る調査及び予測の手法

別記に沿って検討した内容を、図や表を用いて、調査項目、予測項目ごとに整理して記載します。調査手法については、調査範囲、調査地点及びそれらの設定の考え方も記載します。

予測手法については、定量的な手法であるか定性的な手法であるかについても記載します。

(6) 方法書対象地域

適切な縮尺の図面に範囲を明示するとともに、範囲の設定の考え方を明記するものとします。

第2 準備書

1 準備書の作成手順

環境影響評価の実施に当たっては、方法市長意見書の内容を勘案するとともに、市民等からの意見書に配意して、環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法について検討を加え、これらについて確定した後、調査を実施し、予測、評価する。準備書は、これらの内容について分かりやすく整理して作成する。

【解説】

準備書は、事業者が実施した環境影響評価の結果について、市民等から環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として作成する図書です。意見を踏まえて最終的な評価書を作成するため、評価書の案としても捉えられます。

環境影響評価の方法は、方法市長意見書の内容を勘案するとともに、市民等からの意見書に配意して、方法書の内容に必要な検討を加えて確定します。その後、各環境影響評価項目について調査、予測及び評価を実施したうえで、それらの結果を整理して図書を作成します。図書の作成に際しては、広く市民が理解し、意見ができるように、分かりやすく客観的な記載としてください。

準備書の作成手順は、次のとおりです。

- (1) 調査の実施及び結果の整理
- (2) 事業計画の諸元の見直し
- (3) 環境保全目標の設定
- (4) 予測の実施及び結果の整理
- (5) 評価
- (6) 環境の保全のための措置の検討
- (7) 事後調査の実施に関する事項の検討

(1) 調査の実施及び結果の整理

調査は、環境影響評価項目として選定したそれぞれの項目について、地域の概況で把握した内容に加えて、必要な調査を実施することで、各環境影響評価項目の趣旨に沿って地域特性を把握し、予測及び評価等に必要な資料を得るために行うものである。

調査を実施した後、調査結果を、予測、評価及び環境の保全のための措置の検討に用いやすいように整理する。

【解説】

調査は、既存資料調査、現地調査、専門家からの科学的知見の聴取その他の方法により情報を収集し、その結果を整理及び解析するものです。調査に当たっては、次の事項に留意します。

(1) 既存資料調査

既存資料の観測地点や調査範囲が周辺地域等に含まれること、調査時期が入手可能な最新の資料であることなどに留意して実施し、必要に応じて経年変化も把握します。既存資料の観測地点や調査範囲が周辺地域等に含まれない場合は、地域特性が類似している地域の資料であることを確認し、確認した内容を整理します。

(2) 現地調査

現地調査を行う場合には、各環境影響評価項目の特性に応じた調査範囲、調査地点を別記に沿って適切に設定します。調査の際には、希少な生物の生息環境、生育環境を損傷しないよう、十分に配慮して行ってください。

(3) 調査結果の整理

予測、評価及び環境の保全のための措置の検討に用いやすいよう、極力、定量化、図表化して整理するとともに、必要に応じて環境影響項目相互の関係について解析を加えて整理します。

(2) 事業計画の諸元の見直し

方法書の地域の概況と調査結果を比較し、予測の前提となる地域特性に再度考察を加え、必要に応じて事業計画の諸元の見直しを行う。

【解説】

準備書段階では、方法書段階で把握した地域特性に方法市長意見書や市民等の意見を勘案し、現地調査の結果も踏まえて、地域特性に再度考察を加えます。考察を加えて、より明確となった地域特性に応じて、環境影響を考慮し、事業計画の諸元を見直す場合は、その経緯等も整理しておく必要があります。

(3) 環境保全目標の設定

選定した環境影響評価項目ごとに、環境影響が回避され、又は低減されているかどうか、若しくはプラスの効果が発揮されているかが評価できるよう、環境保全目標を設定する。環境保全目標は、環境影響評価項目ごとに別記に沿って検討し、原則として定量的な評価ができるように設定する。

【解説】

環境保全目標は、事業特性と地域特性、現況の調査結果を考慮のうえ、横浜市の策定した計画・指針等における目標等を踏まえ、現在の環境への影響を最小限にとどめる水準、環境基準、良好な環境を創造する水準等、事業でより良い環境の創造を目指すことも念頭に置き、別記に掲げる事項を参考に適切に設定します。

環境保全目標は、定量的な目標とすることが必要ですが、予測項目によっては、それが難しい場合もあります。定性的な目標となる場合でも、原則として、定量的な予測結果に基づく客観的な評価ができるように設定します。

(4) 予測の実施及び予測結果の整理

予測は、調査によって把握された現在の環境の状況が、対象事業の実施によって、将来どのように変化するかを明らかにするために行うものである。

予測結果は、調査結果や環境保全目標と対比した評価ができるよう整理する。

【解説】

予測は、定量的予測を基本とし、環境保全のための措置をとる場合には、原則としてその措置の内

容を反映させて実施します。これは、予測結果から、環境影響の回避又は低減が十分に図られているか、若しくは代償措置が適切かを評価するためです。

予測にモデルを用いる場合は、そのモデルの特性を十分に理解し、再現性などモデルの適合性について十分に確認するものとします。また、予測に用いるデータ等は、公的機関や研究所等が提供する最新の原単位又は類似事業の実績値等で、事業特性に合致する精度の高いものとし、出典を明らかにします。

なお、環境影響が著しいと想定される環境影響評価項目については、精度の高い手法を採用することが必要ですが、それが困難な場合は、2種類以上の予測手法を用いて相互に精度の不足を補完するように努めるものとします。

予測結果は、現況や環境保全目標との対比がしやすいよう、図表等を用いて分かりやすく整理します。

(5) 評価

原則として、設定した環境保全目標と予測結果を対比することにより、対象事業の計画内容が環境影響の回避、低減等を図っているかを評価する。新たに環境の保全のための措置を講じる必要が生じた場合には、環境負荷の低減を図っているかどうかを考察し、再評価する。

【解説】

評価は、対象事業の実施による、周辺地域等への環境影響の程度について、また、環境影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているか、若しくはプラス面の効果が発揮されるかについて、予測結果に基づいて客観的に判断するために行うものです。次の事項及び別記の内容を踏まえ、客観性のある評価となるよう努めてください。

また、環境影響評価項目によっては、新たに環境の保全のための措置を検討及び実施することもあります。また、事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容、実施者及び効果を明らかにする必要があります。

(1) 回避又は低減の観点からの評価

選定した環境影響評価項目ごとに、調査、予測の結果及び環境の保全のための措置をとる場合にはその内容を踏まえ、環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているものであるか否かを環境保全目標に照らして検討し、その結果を踏まえて評価します。評価に際しては、根拠及び検討の経緯を明らかにしてください。

(2) プラス面の効果に係る評価

プラス面の効果を評価する項目については、事業の実施によりどの程度環境が改善するのか、若しくはどのような環境が創造されるのか、環境保全目標に照らして評価します。

(6) 環境の保全のための措置の検討

環境の保全のための措置は、事業計画の検討段階において、十分検討したうえで、予測を行うものとする。評価を行った結果、環境保全目標が達成できない等、新たな環境の保全のための措置が必要となる場合は、その検討の経緯と環境の保全のための措置を行ったことにより予測され

る結果を記載して再評価する。

【解説】

環境の保全のための措置は、対象事業の計画立案段階において十分検討するものですが、予測結果が環境保全目標を満足できないと評価された場合には、環境の保全のための措置の内容を見直してください。見直した環境の保全のための措置に基づき予測・評価を再度実施してください。

将来、環境の保全のための措置が必要となる場合、その検討の経緯、措置の内容、予測結果等についても、判断理由を説明してください。

(7) 環境影響の総合的な評価

環境影響評価項目ごとの調査、予測及び評価結果、配慮指針に基づいて検討した配慮の内容に基づき、総合的な評価を行うものとする。

【解説】

環境影響評価項目ごとの調査、予測及び評価結果に基づき、対象事業にかかる環境影響及びプラス面の効果を評価した場合にはその内容を総括して、総合的な評価を行います。総合的な評価に際しては、環境配慮指針に基づく配慮の内容も踏まえるものとします。

(8) 事後調査の実施に関する事項の検討

事後調査は、条例第 37 条の規定に基づき、対象事業に係る工事の施工中及び工事の完了後に実施するものである。準備書においては、環境影響評価の結果を踏まえ、事後調査に関する事項として、次の事項を検討し、記載する。

- ア 事後調査の実施にあたっての事業者の考え方
- イ 事後調査を実施する環境影響評価項目
- ウ 環境影響評価項目の選定、非選定の理由
- エ 事後調査の実施内容に関する事項
 - (ア) 環境影響評価項目の工事中、存在・供用時の区分
 - (イ) 環境影響要因
 - (ウ) 調査項目
 - (エ) 調査の頻度及び実施時期
 - (オ) 調査範囲又は調査地点
 - (カ) 調査手法
 - (キ) その他必要と認める事項

【解説】

環境影響評価では、予測手法等に起因する予測の不確実性や、環境の保全のための措置の効果に係る科学的知見が乏しいなどの不確定要素が潜在しているため、事後調査を実施します。

事後調査は対象事業に係る工事中及び存在・供用時に実施し、調査結果から予測、評価や環境の保

全のための措置を検証し、環境保全目標を達成できない場合に、環境の保全のための措置の再検討を行います。事後調査に関する事項は、環境影響評価の結果を踏まえて検討すべきものであるため、準備書の段階において、第4章及び別記の記載も参照し、十分な検討を行ってください。

事後調査は、原則として現地調査により行うものですが、必要に応じて公的機関の調査結果を利用する手法も選択することもできます。また、現地調査で環境影響の程度の把握が困難な場合は、負荷量の把握や環境の保全のための措置の実施状況を調査するなどの方法を使って回避、低減等の状況を確認します。

(1) 事後調査を実施する項目

予測手法等に起因する予測の不確実性が高いと考えられる項目、環境の保全のための措置の効果に係る科学的知見が不十分な項目を、事後調査の項目として選定し、「選定」、「非選定」の理由を明らかにします。

(2) 事後調査を実施する頻度・時期

工事中と存在・供用時では環境影響要因が異なるため、「工事中」と「存在・供用時」に分けて検討します。原則として、工事中については、環境影響が最も大きくなる時期、存在・供用時には、施設の供用後、環境影響の状況が定常化する時期とします。ただし、影響の出現に時間を要するもの、影響の程度に経時的な変動が想定されるもの等については、必要に応じて一定期間のモニタリング調査を行うものとします。

また、工事の期間が長期にわたる事業については、「(イ) 調査の頻度及び実施時期」の中で、回数や実施時期を記載してください。

(9) 対象地域の設定

準備書の内容を周知する地域として、規則第25条に基づき、対象地域を設定する。

【解説】

環境影響評価の予測結果（や審査会の審議状況等）を踏まえ、対象地域（準備書について周知を図る必要がある地域）を適切に設定します。

対象地域は町丁目の単位で選定することを原則としますが、対象となる町丁目において環境影響を受けないと認められる範囲が大きい場合は、河川、道路、線路等の地形地物で区切ってもよいものとします。

※対象地域設定範囲の考え方について、追記する予定です

2 準備書の構成

準備書の構成は、原則として次のとおりとする。

- (1) 方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項
- (2) 対象事業の計画内容
 - ア 事業者の氏名及び住所
 - イ 対象事業の名称

- ウ 対象事業の種類、規模
- エ 対象事業実施区域
- オ 対象事業に係る許可等の内容
- カ 対象事業の目的
- キ 計画を策定した経緯
- ク 対象事業の内容
- ケ 施工計画
- コ 環境影響評価の受託者
- (3) 地域の概況及び地域特性
 - ア 調査対象地域の設定
 - イ 地域の概況
 - ウ 地域特性
- (4) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容
- (5) 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定
 - ア 環境影響要因の抽出
 - イ 環境影響評価項目の選定
- (6) 環境影響の予測及び評価
 - ア 調査
 - イ 環境保全目標の設定
 - ウ 予測
 - エ 評価
 - オ 将来、環境の保全のための措置が必要となった場合の状況把握の方法
- (7) 環境の保全のための措置
 - ア 環境の保全のための措置
 - イ 環境の保全のための措置を講じることとなった検討経緯及びその理由
- (8) 環境影響の総合的な評価
- (9) 事後調査の実施に関する事項
 - ア 事後調査の実施にあたっての事業者の考え方
 - イ 事後調査を実施する環境影響評価項目
 - ウ 事後調査を実施する環境影響評価項目の選定、非選定の理由
 - エ 事後調査の実施内容に関する事項
- (10) 対象地域
- (11) 方法書に対する意見及び見解等
 - ア 方法書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解
 - イ 方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解
 - ウ 方法市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解
- (12) その他環境影響評価に必要な事項
- (13) 資料

【解説】

- (1) 方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項
方法市長意見書や意見書の内容について、準備書を作成する段階で十分な検討を行います。検討の結果、方法書の内容を変更した事項については、変更点を簡潔に記載します。
- (2) 対象事業の計画内容
事業の計画内容は、調査、予測及び評価の前提となるものです。方法書段階よりも検討が進んだ内容については、より具体的に記述します。
環境影響評価の受託者は、環境影響評価の全部又は一部を受託して実施した者をいいます。受託者の氏名及び住所を記載してください。
- (3) 地域の概況及び地域特性
地域特性は、予測及び評価の前提となるものです。統計データ等は、図書作成時点で入手可能な最新のものをを用いる他、調査で新たに明らかになったことがあれば反映して記述します。
- (4) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容
方法書から見直した配慮の内容がある場合には、反映して記載します。
- (5) 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定
方法市長意見等を踏まえ内容を見直した場合は、見直した内容を反映させて記述します。
- (6) 環境影響の予測及び評価
選択した環境影響評価項目ごとに、調査、予測及び評価の結果を記載します。科学的かつ客観的に、分かりやすく記載してください。
- (7) 環境の保全のための措置
予測に反映されている措置、反映されていない措置の区別をつけて記載してください。
また、事業者以外の者による措置を記載する場合には、実施主体及び当該措置の内容、その担保性を明確に記載してください。
- (8) 環境影響の総合的な評価
各項目の環境影響評価結果及び配慮指針に基づく配慮の内容（選定した環境影響評価項目以外に係る内容も含む。）を踏まえ、事業の実施による環境影響を総括した内容を記載します。なお、プラス面の効果の評価する水準で環境保全目標を設定した環境影響評価項目がある場合には、事業によるプラス面の効果についても記載します。
- (9) 事後調査の実施に関する事項
環境影響評価の結果を踏まえて検討した内容を、表を用いるなどして分かりやすく記載します。
- (10) 対象地域
条例に従って地域を定め、適切な縮尺の図面に範囲を明示するとともに、範囲の設定の考え方を明記します。
- (11) 方法書に対する意見、見解等
方法書説明会の開催状況、方法書に対する環境保全の見地からの意見への見解、方法市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解を記載します。対になる意見と見解が分かりやすいよう、表などを活用して見やすく整理してください。
- (12) その他環境影響評価に必要な事項
必要があれば記載します。

(13) 資料

予測条件設定に用いた資料、計算の過程等、本編に掲載するには分量が大きい資料を資料編に掲載します。なお、図書のページ数が多く、取扱いが不便な場合には、(11)から(13)の項目を別冊とすることもできます。

第3 準備書意見見解書

1 準備書意見見解書の作成手順

準備書意見見解書は、準備書に対する意見書の概要と事業者の見解を対比できるように作成する。

【解説】

準備書意見見解書は、準備書に対する環境の保全の見地から寄せられた市民等からの意見に対して、事業者として環境の保全の観点からの見解を示した図書です。事業者は、市民等の意見について主旨を適切に把握し、真摯に見解を示すものとします。

2 準備書意見見解書の構成

準備書意見見解書の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 対象事業の概要

- ア 事業者の氏名及び住所
- イ 対象事業の名称
- ウ 事業概要
- エ 準備書の周知の状況

(2) 準備書に対する意見の概要及び事業者の見解

【解説】

(1) 対象事業の概要

「ウ 事業概要」は、準備書に記載した事業の種類、規模、対象事業実施区域等を記載します。「エ 準備書の周知の状況」については、準備書に対する意見の概要及び事業者の見解を補足するものとして、チラシ等の配布状況に加え、準備書説明会の概要（開催状況、説明会で出された質問や意見の概要等）についても記載します。

(2) 準備書に対する意見の概要及び事業者の見解

意見の概要は、同主旨の意見内容を環境影響評価項目ごとに整理します。事業者の見解と併せて理解しやすいよう、表を用いるなど工夫して記載します。

第4 評価書

1 評価書の作成手順

評価書は、審査書の内容を勘案するとともに、市民等からの意見書等に配慮して、環境の保全のための措置、事後調査計画等、準備書の内容について総合的に検討を加えて作成する。

【解説】

評価書は、事業者が審査書の内容や準備書に対する市民等の意見書等（以下、「審査書等」という。）の内容を十分勘案して、環境影響の最終的な評価をとりまとめた図書です。

評価書の作成は、準備書の作成手順に準じるものとします。評価書は、一連の環境影響評価の全容をとりまとめたものであり、評価の内容及び評価書作成の経緯（準備書からの変更点）についても分かりやすい記載にしてください。

2 評価書の構成

評価書の構成は、原則として次のとおりとする。

- (1) 審査書等を総合的に検討して準備書の内容を変更した事項
- (2) 対象事業の計画内容
 - ア 事業者の氏名及び住所
 - イ 対象事業の名称
 - ウ 対象事業の種類、規模
 - エ 対象事業実施区域
 - オ 対象事業に係る許可等の内容
 - カ 対象事業の目的
 - キ 計画を策定した経緯
 - ク 対象事業の内容
 - ケ 施工計画
 - コ 環境影響評価の受託者
- (3) 地域の概況及び地域特性
 - ア 調査対象地域の設定
 - イ 地域の概況
 - ウ 地域特性
- (4) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容
- (5) 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定
 - ア 環境影響要因の抽出
 - イ 環境影響評価項目の選定
- (6) 環境影響の予測及び評価
 - ア 調査
 - イ 環境保全目標の設定
 - ウ 予測
 - エ 評価
 - オ 将来、環境の保全のための措置が必要となった場合の状況把握の方法
- (7) 環境の保全のための措置
 - ア 環境の保全のための措置
 - イ 環境の保全のための措置を講じることとなった検討経緯及びその理由
- (8) 環境影響の総合的な評価

(9) 事後調査の実施に関する事項

ア 事後調査の実施にあたっての事業者の考え方

イ 事後調査を実施する環境影響評価項目

ウ 事後調査を実施する環境影響評価項目の選定、非選定の理由

エ 事後調査の実施内容に関する事項

(10) 対象地域

(11) 準備書に対する意見及び見解等

ア 説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解

イ 準備書に対する意見書の概要及び事業者の見解

ウ 審査書に記載された市長の意見及び事業者の見解

(12) 審査会に提出した資料等

(13) 方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項

(14) 方法書に対する意見及び見解等

ア 方法書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解

イ 方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解

ウ 方法市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解

(15) その他環境影響評価に必要な事項

(16) 資料

【解説】

評価書は、審査書等を総合的に勘案した結果により変更する場合を除き、準備書の内容に準ずるものとします。

(1) 審査書等を総合的に検討して準備書の内容を変更した事項

審査書等を総合的に検討して準備書に記載した内容を変更した場合は、変更した内容及び理由を明確に記載してください。

(2) 対象事業の計画内容

審査書等を総合的に検討して対象事業の計画を変更した場合は、変更した諸元を記載します。なお、予測条件に係る変更がある場合は、予測評価に十分留意して変更してください。

(3) 地域の概況及び地域特性

予測条件として整理したものであるため、原則として準備書から更新はしないものとします。

(4) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

「第2 準備書」に準じて記載します。

(5) 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

「第2 準備書」に準じて記載します。

(6) 環境影響評価の予測及び評価

審査書等を総合的に検討して予測及び評価を変更または補足した場合は、変更後の内容を記載します。

(7) 環境の保全のための措置

審査書等を総合的に検討して環境の保全のための措置を変更または追加した場合は、変更後の内

容を記載します。

(8) 環境影響の総合的な評価

審査書等を総合的に検討して内容を変更した場合は、変更後の内容を記載します。

(9) 事後調査の実施に関する事項

審査書等を総合的に検討して事後調査の実施に関する事項を変更または追加した場合は、変更後の内容を記載します。

(10) 対象地域

「第2 準備書」に準じて記載します。

(11) 準備書に対する意見、見解等

準備書説明会の開催状況、意見書として提出された準備書に対する環境の保全の見地からの意見への見解を記載します。原則として、準備書意見見解書の内容を掲載することを想定しています。対になる意見と見解が分かりやすいよう、表などを活用して見やすく整理してください。

(12) 審査会に提出した資料等

横浜市環境影響評価審査会に提出した補足資料等は、最終評価に至るまでの経緯として重要な資料です。そのため評価書には、方法書以降における審査会へ提出した補足資料等を、環境影響評価項目又は時系列ごとに分かりやすく整理してください。

(13) 方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項

原則として準備書から更新はしないものとします。

(14) 方法書に対する意見、見解等

原則として準備書から更新はしないものとします。

(15) その他環境影響評価に必要な事項

評価項目の調査・予測・評価関連の基礎的データ等を添付します。

(17) 資料

資料は、評価書作成の経緯の基となる事項をまとめます。図書のページ数が多く、取り扱いが不便な場合には、(11) から(16)の項目を別冊とすることもできます。

第4章 事後調査

第1 事後調査計画書

1 事後調査計画書の作成手順

事後調査計画書は、評価書に記載した事後調査の実施に関する事項の内容を踏まえて、事後調査を実施しようとするときに作成する。

【解説】

事後調査は、評価書の記載に基づき、予測結果や評価及び環境の保全のための措置を検証することを目的に実施するものです。事後調査計画は、次の点に留意して作成します。なお、図書は提出後に公表しますので、作成にあたっては市民に分かりやすい記述としてください。

(1) 事後調査計画書・報告書の作成・提出時期

事後調査計画書は、原則として、時期を「工事中」と「存在・供用時」に分けて、以下に記載の事項に留意して作成・提出します。調査期間が長期である場合に複数回に分けて事後調査報告を提出することや、毎年モニタリング調査を実施する場合に数年分をまとめた事後調査結果報告書を提出することもできます。そうした場合には、事後調査計画書で報告書の提出回数や、時期を記載するものとします。

なお、着手後は市と定期的に打ち合わせを行うなど、適宜、事業の進捗状況を報告してください。

ア 工事中

事業に着手する時期や事後調査の実施時期に応じて、事前に事後調査計画書を作成します。

イ 存在・供用時

施設を供用開始する時期に、事後調査計画書を作成します。

(2) 事後調査を実施する環境影響評価項目

事後調査の項目は、原則として、予測の不確実性が高いと考えられる環境影響評価項目として評価書に記載したものとします。施工計画や供用後の施設運用計画の内容に応じて、内容を見直した場合は、変更した内容及び理由を明らかにします。

(3) 事後調査の手法

事後調査は、評価書に記載した事後調査に関する事項に従い、原則として、現地調査により行うものです。施工計画や供用後の施設運用計画の内容に応じて、見直した場合は、変更した内容及び理由を明らかにします。

2 事後調査計画書の構成

事後調査計画書の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 対象事業の計画内容

ア 事業者の氏名及び住所

イ 対象事業の名称

ウ 対象事業の種類及び規模

エ 対象事業実施区域

- オ 対象事業の概要
- カ 対象事業の実施状況

- (2) 工事の施工計画又は供用後の運用計画
- (3) 評価書で記載した事後調査の項目及び手法
- (4) 評価書で記載した事後調査の内容に関する事項に検討を加えたもの
- (5) 事後調査の実施時期
- (6) 事後調査結果報告書を提出する時期
- (7) 事後調査の受託者

【解説】

(1) 対象事業の計画内容

事後調査の前提となる事業計画が理解できるよう簡潔に記載します。なお、評価書の提出後、変更（修正届が不要の範囲の変更）があった場合には、その時点の最新の内容（環境への配慮や環境の保全のための措置含む）を反映します。

(2) 工事の施工計画又は供用後の運用計画

(1)と同様に記載します。

(3) 評価書で記載した事後調査の項目、手法

評価書に基づいて記載します。

(4) 評価書で記載した事後調査の内容に関する事項に検討を加えたもの

(1)(2)を踏まえて検討を加えた結果、内容を見直した場合には、その理由が明らかとなるように整理して記載します。

(5) 事後調査の実施時期

(1)(2)を踏まえて検討し、具体的な時期を記載します。

(6) 事後調査結果報告書を提出する時期

原則として、調査の実施後、結果がまとまる時期を想定して記載します。

(7) 事後調査の受託者

事後調査を受託して実施した者をいいます。受託者の氏名及び住所を記載してください。

第2 事後調査の実施

事後調査は、予測や評価の結果、環境の保全のための措置を検証するために実施する。

(1) 事後調査の実施時期

原則として予測時期とする。なお、施工計画や供用後の施設の稼働状況によっては、実際の環境への影響が最大となる時期とする。

(2) 事後調査の項目、範囲及び地点

原則として、評価書に記載した項目、調査範囲、調査地点とするが、事後調査計画に記載した項目、調査範囲、調査地点以外に影響が及ぶことが明らかに認められる場合には、その項目や地点も調査範囲に含め、必要に応じて調査地点を追加する。

(3) 事後調査の手法

原則として、評価書に記載した方法とする。ただし、評価書に記載した方法によることが困難

な場合には、同等以上の結果が得られる方法を用いることができる。

【解説】

(1) 事後調査の実施時期

評価書（事後調査計画書で変更している場合は、事後調査計画書）に記載した時期とします。ただし、施工計画の変更や、施設の運用計画の変更等により、時期を変更する必要性が生じた場合には、見直して実施します。時期を変更した場合には、その理由や変更後の時期の適切さを明らかにします。

(2) 事後調査の項目、範囲及び地点

評価書（事後調査計画書で変更している場合は、事後調査計画書）に記載した範囲及び地点とします。ただし、施工計画の変更や周辺状況の変化等により、計画した調査範囲・地点以外の調査が必要となる場合は、その範囲・地点も含めるものとし、範囲・地点を追加する理由を明らかにします。

(3) 事後調査の方法

事後調査は、評価書に記載した事後調査に関する事項に従い、原則として現地調査により行うものです。なお、環境の保全のための措置の実施状況は、工事資料やヒアリングにより把握することも可としますが、写真を用いるなど、実際の状況が理解できるように留意してください。

第3 事後調査結果報告書

1 事後調査結果報告書の作成

事後調査結果は、評価書に記載した予測結果及び環境保全目標と対比するとともに、予測条件の状況なども併せて対比して整理及び考察する。

事後調査結果が予測結果や環境保全目標と著しく異なり、周辺地域等への環境に著しい影響を与えるおそれがある場合には、新たな環境の保全のための措置を検討し、予測、評価を行ったうえで環境の保全のための措置を講じるよう努める。

【解説】

事後調査結果報告書（工事中、存在・供用時）は原則として、調査終了後、速やかに提出するものとします。ただし、複数の事後調査の実施時期が近接している場合は、複数の事後調査結果をまとめて報告することができます。

なお、事後調査の結果が予測結果と著しく異なり、環境影響が大きい場合には、調査実施後、報告書の作成を待たず、直ちに市に結果を報告することとし、併せて、環境の保全のための措置を検討してください。

2 事後調査結果報告書の構成

事後調査結果報告書の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 対象事業の内容

- ア 事業者の氏名及び住所
- イ 対象事業の名称
- ウ 対象事業の種類、規模
- エ 対象事業の実施区域

- オ 対象事業の概要
- カ 対象事業の実施状況
- キ 事後調査の受託者
- (2) 事後調査結果
 - ア 事後調査計画書で記載した事後調査の項目及び手法
 - イ 事後調査の実施時期、実施期間
 - ウ 事後調査結果
 - エ 予測結果、環境保全目標及び環境の保全のための措置
 - オ 事後調査結果の考察
 - カ 新たに環境の保全のための措置を講じた場合、その措置、予測、評価の結果又は事後調査の結果

【解説】

(1) 対象事業の内容

事後調査の前提となる事業計画が理解できるよう、評価書の内容を簡潔に記載します。なお、評価書の提出後、変更（修正届が不要の範囲の変更のこと。環境影響への配慮や保全の措置含む。）があった場合には、その内容を反映します。

対象事業の実施状況については、対象事業にかかる工事の進捗状況、対象事業にかかる土地若しくは建物等の施設の供用・運用の状況を記載します。工事中において施工スケジュールが変更となっている場合は、変更の内容も記載します。

(2) 事後調査結果

事後調査の結果は、評価書に記載した予測結果と比較できるように記載します。また、事後調査実施時における予測条件及び環境の保全のための措置の実施状況についても記載します。

事後調査の結果が予測結果と著しく異なり、環境の保全のための措置を実施した場合には、その内容及びその措置の実施後の調査の結果を記載します。